

# 人事及び 税務速報

## 中国個人所得税法の改正

### 概要

中国における個人所得税法の改正が報道でも取り上げられる昨今、2018年6月19日に国務院が「中国個人所得税法の改正案(草案)」を第十三次全国人民代表大会常務委員会第三回会議の審議にかけました<sup>1</sup>。

また、6月29日には当該改正案の草案が公表され、パブリックコメントの募集が始まりました。パブリックコメントの募集期限は7月28日となっています。

### 個人所得税改正案の主な内容

今回の個人所得税法の改正には以下の内容が含まれる。

#### 1. 一部の労働性所得に対する総合課税の導入

給与賃金所得、労務報酬所得、原稿報酬所得、使用料所得の4つの労働性所得(以下「総合所得」)に対しては、総合課税を実施し、統一的な超過累進税率を適用する。

また、課税所得の分類を適切に統合し、「個人経営者の生産、経営所得」は「経営所得」となり、「企業事業組織の請負経営、リース請負経営所得」はなくなる。当該所得は具体的な状況に応じて、総合所得或いは経営所得に合算される。

経営所得、利子・株式利子・配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得、一時所得及びその他の所得については、なお分離課税方式を採用し、関連規定に基づき、それぞれ個人所得税を計算する。

#### 2. 税率構造の最適化

##### 総合所得の税率

給与賃金所得に対する現行の税率(3%から45%までの7段階の超過累進税率)を基礎として、月ごとに計算していた課税所得を年度ごとに計算することとし、かつ一部の税率の適用範囲を調整する。具体的には、3%、10%、20%の3段階の低い税率の適用範囲が拡大され、現行税率が10%の所得の一部に対する適用税率が3%に下がる。10%の税率の適用範囲も大幅に拡大され、現行税率が20%の所得、及び現行税率が25%の所得の一部に対する適用税率は10%に下がる。現行税率が25%の所得の一部に対する適用税率も20%に下がる。25%の適用範囲は縮小され、30%、35%、45%の3段階の高い税率の適用範囲は変更されない。

<sup>1</sup> [http://www.npc.gov.cn/npc/cwhhy/13jchw/2018-06/25/content\\_2056836.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/cwhhy/13jchw/2018-06/25/content_2056836.htm)

改正案の草案における総合所得に対する適用税率と現行税法における給与賃金所得に対する適用税率との比較は下表のとおりである。

草案の規定に基づく年間課税所得額 (注1)を換算した後の月次課税所得額 (人民元)	現行税法の規定に基づく 月次課税所得額(注2) (人民元)	税率(%)
0 - 3,000	0 - 1,500	3
3,000 - 12,000	1,500 - 4,500	10
12,000 - 25,000	4,500 - 9,000	20
25,000 - 35,000	9,000 - 35,000	25
35,000 - 55,000	35,000 - 55,000	30
55,000 - 80,000	55,000 - 80,000	35
> 80,000	> 80,000	45

(注1) ここでいう年間所得とは、個人が取得する総合所得の年間の収入額から、基礎控除費用(下記3.を参照)、特別控除(基本養老保険、基本医療保険、失業保険等の社会保険料と住宅積立金等)、特別付加控除(下記4.を参照)及びその他の控除項目を差し引いた後の残額である。

(注2) ここでいう月次課税所得額とは月次の給与賃金所得から基礎控除費用及びその他の控除項目を差し引いた後の残額である。

そのほか、経営所得についても各税率の適用範囲が調整される。

### 3. 総合所得に係る基礎控除費用の引上げ

総合所得に係る基礎控除費用の標準は5,000元/月(6万元/年)に増額される。しかし、審議の際、当該標準については大きな議論が生じたため、一定の不確実性がある。当該標準は、中国に住所がなく、中国国内で給与賃金所得を取得する納税者及び中国国内に住所があり、中国国外で給与賃金所得を取得する納税者に一律に適用される。現行規定にある付加控除費用(1,300元/月)はなくなり、外国籍個人と中国従業員に同じ基礎控除費用が適用されるようになる。

### 4. 特別付加控除の設置

子女教育費支出、継続教育費支出、大病医療費支出、住宅ローンの利子及び住宅賃料等の特別付加控除に関する規定が新たに設けられる。これらの特別付加控除については、定額を控除する方法、或いは一定の限度内で実際発生額を控除する方法が採用されるものと予想される。

### 5. 居住者及び非居住者の概念の導入

国際慣例にならい、居住者及び非居住者の概念が導入される。中国国内に満183日居住するか否かが、居住者か非居住者かを判断する基準となる。

改正案の草案に基づき、中国国内に住所があるか、或いは住所はないが、1納税年度内に中国国内に満183日居住する個人は居住者となる。居住者は中国国内及び国外から取得する所得について、税法に従って個人所得税を納付しなければならない。

中国国内に住所がなく、居住もしない個人、或いは住所がなく、1納税年度内に中国国内に183日未満しか居住しない個人は非居住者となる。非居住者は中国国内から取得する所得について、税法に従って個人所得税を納付しなければならない。

現行規定では、中国に住所のない個人の場合、満1年居住が居住者身分の基準とされているため、それと比べて183日の基準は厳しいものといえる。

### 6. 総合所得に対する年度確定申告の導入

居住者が取得した総合所得は、年度ごとに個人所得税を計算する。源泉徴収義務者がいる場合は、源泉徴収義務者が月ごとに、またはその都度、税額を源泉徴収する。居住者が年度終了後に税額を追納するか、或いは還付を受ける必要がある場合、規定に従って年度確定申告を行う。居住者が源泉徴収義務者に特別付加控除に関する情報を提供する場合、源泉徴収義務者は月ごとに税額を源泉徴収する際、規定に従って控除しなければならない、これを拒否してはならない。

非居住者が総合所得を取得し、源泉徴収義務者がいる場合、源泉徴収義務者が月ごと、またはその都度、税額を源泉徴収し、確定申告は行わない。非居住者が課税所得を取得したが、源泉徴収義務者がいない場合、所得を取得した月の翌月15日までに自主申告を行わなければならない。

## 7. 一部の申告期限の修正

- (1) 納税者が総合所得を取得し、年度確定申告を行う必要がある場合、所得を取得した年度の翌年3月1日から6月30日までの間に年度確定申告を行わなければならない。
- (2) 納税者が課税所得を取得したが、源泉徴収義務者が税額を源泉徴収しない場合、納税者は翌年6月30日までに税額を納付しなければならない。税務機関が期限を定めて納付するよう通知した場合、納税者は当該期限までに税額を納付しなければならない。
- (3) 納税者が中国国外から所得を取得した場合、所得を取得した年度の翌年3月1日から6月30日までの間に申告、納税を行わなければならない。現行の税法で翌年1月31日が申告期限とされていることと比べて、期限が延長されている。
- (4) 納税者が海外に移住して中国の戸籍を抹消する場合、中国の戸籍を抹消する前に税額を清算しなければならない。このような規定は現行の税法にはなく、新たに追加されたものである。

## 8. 租税回避防止条項の設置

企業所得税法における租税回避防止規定を参照し、個人による独立取引の原則に従っていない財産の譲渡、国外の租税回避地での租税回避、不合理な商業取引の実施による不当な租税利益の獲得等の租税回避行為に対して、税務機関に合理的な方法で納税調整を行う権限を与える。税務機関が納税調整を行い、税額を追徴する必要がある場合、税額を追徴するほか、利息が加算されるようになる。

## 9. 各部門の協力

公安、人民銀行、金融監督管理等の関連部門は、税務機関による納税者の身分、銀行口座の情報の確認に協力しなければならない。教育、衛生、医療保障、民政、人力資源社会保障、住宅都市農村建設、人民銀行、金融監督管理等の関連部門は、納税者の子女教育、継続教育、大病医療、住宅ローンの利子及び住宅賃料等の特別付加控除に関する情報を税務機関に提供しなければならない。

## 10. 個人所得税法の改正案の実施スケジュール

改正案の草案によると、当該改正案は2019年1月1日から施行される。その前に、2018年10月1日から2018年12月31日まで、まず給与賃金所得に対して5,000元/月の基礎控除費用及び新たな税率表を適用することを予定している。

## EYのコメント

今回の改正案は中国の個人所得税制度に大きな変革をもたらすものである。総合課税の導入により、複数の種類の収入を得ている個人に対して租税調節機能が働くようになり、また徴税管理に関しても大きな変化が生じることになるだろう。

基礎控除費用の引上げ、特別付加控除の設置、及び中低税率の適用範囲の拡大等は幅広い納税者に関わり、特に中低所得者がこれらの改正による受益者になる。企業及び個人は、住宅ローンの利子控除、子女教育費支出等の特別付加控除項目の控除基準及び具体的な書類準備に関する要求について、留意する必要がある。

また、現在は月ごとの源泉徴収を主としている個人所得税の徴税管理システムは今後、月ごとの源泉徴収、自主申告、年度確定申告を組み合わせた新しい管理モデルに転換される。例えば、現行規定の下で、年間所得が12万元以上の場合に行うこととされている、翌年3月末を期限とする年度申告は、翌年3月から6月までを申告期間とする年度確定申告に変わる見込みである。

外国籍個人の個人所得税の取扱いに生じる変化にも留意しなければならない。183日が居住者の判定基準となれば、中国に住所がない個人に対する現行の規定も変更される可能性がある。例えば、現行の個人所得税法実施条例によれば、中国国内に住所がない個人が、中国に満5年を超えて居住する場合、6年目以降、中国居住が満1年となる年度においては、全世界所得に対して中国の個人所得税が課される。居住者の判定基準が183日となることにより、当該規定が変更されるか否かが着目される。もし当該規定が変更されれば、外国籍個人に対して大きな影響を与える可能性がある。

改正案の草案で追加された条項では、各部門が協力し、租税回避を防止することを求めている。また、中国は近年、国際間の税務関連の情報交換にも積極的に関与している。これらのことは、中国が今後も部門間の情報共有と国家間の情報交換を進めることにより、個人所得税の徴収管理の一層の強化を図ろうとしていることを示している。

For further information, please contact EY's Individual income Tax Team in China:

**香港**

**温志光**

+852 2629 3876  
paul.wen@hk.ey.com

**张观媚**

+852 2629 3286  
ami-km.cheung@hk.ey.com

**蔡智辉**

+852 2629 3813  
robin.choi@hk.ey.com

**北京**

**糜懿全**

+86 10 5815 3990  
jason.mi@cn.ey.com

**张伟伦**

+86 10 5815 3301  
william.cheung@cn.ey.com

**卢彦**

+86 10 5815 3856  
Caroline.Lu@cn.ey.com

**上海**

**俞志扬**

+86 21 2228 2287  
norman.yu@cn.ey.com

**卜新华**

+86 21 2228 3880  
freeman.bu@cn.ey.com

**唐绮韵**

+86 21 2228 2658  
+86 512 6763 3286  
+86 25 5768 8630  
shelley.tang@cn.ey.com

**范汉明**

+86 21 2228 2257  
ben.fan@cn.ey.com

**杭州**

**王净**

+86 571 8736 5000  
amy.wang@cn.ey.com

**天津**

**廖晶**

+86 22 5819 4700  
april.liao@cn.ey.com

**深圳**

**彭绍龙**

+86 755 2502 8160  
sam.pang@cn.ey.com

**广州**

**刘隽**

+86 20 2881 2778  
Shirley-J.Liu@cn.ey.com

**澳门**

**周惠梅**

+853 8506 1826  
colla.chow@hk.ey.com

**台北**

**刘惠雯**

+886 2 2720 4000  
heidi.liu@tw.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions |  
Advisory

**About EY**

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2018 Ernst & Young, China  
All Rights Reserved.  
APAC no. 03006864  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[www.ey.com/china](http://www.ey.com/china)